

事の障子のもとにてぞたてまつりける、みかどは日かすを月なみのかはりにせさせ給なれば、三日御ふくとぞきこえける、

〔百一録〕延寶二年九月十二日、夜陰永井伊賀守、同大學上著、女一宮江○靈元皇女爲吳服料、黄金百兩、年々可有進呈之由申來、本院正○明御所へ金千兩、是者當年耳、

〔百一録〕延寶九年八月廿三日、新院姫宮院○後西皇女様へ御合力米貳百石、

内親王家令

〔令義解家令職員〕親王、内親王准此、但文學不在此例、

○按ズルニ、家令以下ノ職員ハ、上文親王家令ノ條ニ掲ケタリ、故ニ今又此ニ贅セズ、

〔類聚國史祥瑞百六十五〕延曆十六年六月辛酉、三品朝原内親王獻白雀、御監及家司等、賜物有差、

内親王品田

〔延喜式民部二十二〕凡授品田者、親王内親王其數一同、

内親王食封

〔日本書紀天武二十九〕五年八月丁酉、親王以下小錦以上大夫、及皇女、姫王、内命婦等、給食封各有差、

〔續日本紀元武六〕慶雲元年正月壬寅、詔、御名部内親王、略○中益封各一百戶、

〔續日本紀元武六〕和銅七年正月己卯、益二品永高内親王、○刊本脫内親二字、據本書下文及日本純略補食封一千戶、

〔續日本紀元武六〕靈龜元年正月甲午、三品泉内親王、四品水主内親王、長谷部内親王、益封各一百戶、

〔日本紀略十一條〕寬弘四年正月戊午、勅、二品脩子内親王叙一品、年官年爵准三宮、本封外加千戶、

猶子

〔御湯殿の上の日記〕天文廿二年正月廿八日、ひめ宮○後奈良皇女聖秀尼王の御方、○足利義晴の御ゆうじに

なし參らせらるゝとて、ぶけへ十かう十かみだいへ五かう五か參らせらるゝ、これは廿五日の

御事なり、けふぞんげ院ぞのへさだめ參らせられて、御てらより五かう五か參る、ひめ宮の御か

たならしとして、ほうくわうあんまゐられて、御さか月まゐる、めでたし、十二月十一日、ひめ宮

の御かた、ぞんげ院ぞのへ御入室にて、すけ殿、ながはし御まゐりてんきよく、すがくどくわん

御なりて、めでたし、御てらより十かう十か參る、御じゆかいあり、